

# 青森県報

号外第百一号

平成二十八年  
十二月十六日  
(金曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課) …… 二
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) …… 三
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例……………	( 同 ) …… 四
青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) …… 五
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) …… 五
青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例 を廃止する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) …… 五
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例……………	(病 院 局 経営企画室) …… 五
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条 例……………	(人 事 課) …… 六
職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	( 同 ) …… 六
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部 を改正する条例……………	(病 院 局 経営企画室) …… 六
青森県がん対策推進条例……………	(議 会 調 査 課) …… 六

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条」を「第五十二条」に改める。

第二十四条第一項中「十和田市」の下に「三沢市」を加える。

第五十一条中「八戸市」を「青森市及び八戸市」に、「同市」を「それぞれ当該市」に改め、同条を第五十二条とし、第四十条から第五十条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十九条中「平川市」を「五所川原市、三沢市、平川市、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町及び五戸町」に、「同市」を「それぞれ当該市町」に改め、同条を第四十条とし、第三十四条から第三十八条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十三条中「むつ市」の下に「つがる市」を加え、同条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（老人福祉法に基づく事務）

第三十二条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理、同条第二項の規定による当該届出に係る事項の変更の届出の受理、同条第三項の規定による有料老人ホームの事業の廃止及び休止の届出の受理、同条第九項の規定による報告の徴収並びに質問及び立入検査、同条第十一項の規定による改善に必要な措置の命令並びに同条第十二項の規定による当該命令に係る公示に関する事務で、鱒ヶ沢町の区域に係るものは、同町が処理することとする。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第二十四条第一項、第三十二条、第三十四条、第四十条及び第五十二条に規定する事務に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為及び次項の規定により知事がした処分その他の行為は、同日以後において当該事務を管理し及び執行することとなる市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 前項に規定する事務に関して、この条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

#### （青森県都市計画法施行条例の一部改正）

4 青森県都市計画法施行条例（平成十五年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条及び第五条中「むつ市」の下に「、つがる市」を加える。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

第二条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百四十二・五」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県条例第六十一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改め、同項第二号中「五万五百円」を「五万六百元」に改める。

第十九条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の九十五」の下に「十二月に支給する場合には百分の八十(特定幹部職員にあつては、百分の百)」を加え、同項第二号中「勤勉手当基礎額に」の下に「六月に支給する場合には」を、「百分の四十五」の下に「十二月に支給する場合には百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)」を加える。

第二十一条第七項中「職員の休職の事由を定める条例(昭和四十四年十二月青森県条例第四十二号)」を「職員の分限に関する条例(昭和二十六年十二月青森県条例第九十八号)」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。



別表第一（第三条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務級の号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600	520,900
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700	523,800
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700	526,900
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700	530,000
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700	533,100
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700	535,400
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700	537,900
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800	540,300
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500	542,700
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600	544,500
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600	546,300
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700	548,200
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400	549,900
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700	551,300
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000	552,600
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300	553,700
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400	555,000
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800	556,000
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300	556,900
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700	557,800
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900	558,700
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300	
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800	
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300	
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400	
	26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	
	27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700	
	28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900	
	29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900	
	30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800	
	31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700	
	32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600	
	33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400	
	34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	522,300	
	35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	523,000	
	36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	523,500	
	37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	524,200	
	38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	524,800	

再任職員以外の職員	39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	525,600
	40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	526,200
	41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	526,700
	42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800	
	43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200	
	44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500	
	45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800	
	46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
	47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
	48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
	49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
	50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
	51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
	52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
	53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
	54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800		
	55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200		
	56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500		
	57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800		
	58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200		
	59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500		
	60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800		
	61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100		
	62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
	63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
	64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
	65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
	66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
	67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
	68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
	69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
	70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
	71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			
	72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200			
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400				
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700				
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000				
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200				
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400				
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700				
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000				
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200				
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400				
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700				
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000				
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200				



85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400				
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500					
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800					
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000					
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200					
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500					
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800					
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000					
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200					
94		294,000	341,800	380,700						
95		294,400	342,300	381,100						
96		294,800	342,700	381,500						
97		295,000	342,800	381,800						
98		295,300	343,300	382,300						
99		295,700	343,700	382,700						
100		296,100	344,000	383,100						
101		296,300	344,300	383,400						
102		296,600	344,700							
103		297,000	345,100							
104		297,300	345,500							
105		297,500	346,000							
106		297,800	346,400							
107		298,200	346,800							
108		298,500	347,200							
109		298,700	347,700							
110		299,100	348,100							
111		299,500	348,400							
112		299,800	348,700							
113		299,900	349,200							
114		300,200								
115		300,500								
116		300,900								
117		301,100								
118		301,300								
119		301,600								
120		301,900								
121		302,300								
122		302,500								
123		302,800								
124		303,100								
125		303,400								
再任用職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200	520,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第二十条及び附則第三項に規定する職員を除く。

別表第二（第三条関係）

警 察 職 給 料 表

職員 の区 分	職 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
	24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200
	25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
	26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
	27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
	28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
	29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
	30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
	31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
	32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
	33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
	34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
	35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
	36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
	37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
	38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	472,700

再任職員以外の職員	39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	473,200
	40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	473,700
	41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	474,200
	42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	474,600
	43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	475,000
	44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	475,400
	45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	475,700
	46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
	47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
	48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
	49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
	50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
	51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
	52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
	53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
	54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
	55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
	56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
	57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
	58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300	453,200	
	59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600	453,400	
	60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900	453,600	
	61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200	454,000	
	62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
	63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
	64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
	65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
	66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
	67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
	68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
	69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		
	70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800		
	71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100		
	72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400		
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600			
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900			
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200			
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500			
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700			
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000			
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300			
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600			
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800			
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	439,100			
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	439,400			
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	439,700			

85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	439,900
86	290,900	312,100	338,800	379,100	412,500	422,700	
87	292,000	313,400	340,300	379,600	412,800	423,000	
88	293,200	314,900	341,800	380,200	413,100	423,200	
89	294,300	316,400	343,100	380,800	413,400	423,400	
90	295,500	317,900	344,300	381,400	413,800	423,700	
91	296,600	319,300	345,600	382,000	414,200	424,000	
92	297,800	320,800	346,900	382,600	414,600	424,200	
93	298,500	322,100	348,300	382,900	414,900	424,400	
94	299,800	323,400	349,800	383,400	415,300		
95	300,900	324,800	351,300	384,000	415,700		
96	302,200	326,100	352,800	384,500	416,100		
97	303,300	327,300	354,100	384,900	416,400		
98	304,500	328,600	355,300	385,300	416,800		
99	305,700	329,900	356,400	385,900	417,200		
100	306,900	331,200	357,600	386,400	417,600		
101	308,100	332,600	358,700	386,800	417,900		
102	309,100	333,500	359,800	387,300			
103	310,200	334,600	360,900	387,900			
104	311,200	335,800	362,100	388,400			
105	312,000	336,900	363,300	388,700			
106	312,600	338,000	363,800	389,100			
107	313,200	339,000	364,400	389,600			
108	313,900	340,100	365,000	389,900			
109	314,400	341,300	365,600	390,200			
110	314,900	342,300	366,100	390,700			
111	315,400	343,300	366,600	391,200			
112	316,000	344,200	367,100	391,700			
113	316,800	345,100	367,500	392,000			
114	317,500	346,000	367,900	392,500			
115	318,200	347,000	368,500	393,000			
116	318,900	348,000	369,000	393,500			
117	319,500	349,000	369,400	393,800			
118	320,300	349,500	369,900	394,300			
119	321,000	350,100	370,500	394,800			
120	321,800	350,700	371,000	395,300			
121	322,400	351,000	371,100	395,700			
122	322,700	351,400	371,700	396,200			
123	323,200	351,900	372,200	396,600			
124	323,700	352,300	372,600	397,100			
125	324,000	352,700	373,100	397,500			
126		353,100	373,600				
127		353,600	374,100				
128		354,000	374,600				
129		354,400	374,900				
130		354,800	375,400				

	131		355,200	375,900						
	132		355,600	376,400						
	133		355,800	376,700						
	134		356,300	377,200						
	135		356,700	377,600						
	136		357,000	378,000						
	137		357,300	378,300						
	138		357,700	378,800						
	139		358,200	379,300						
	140		358,700	379,800						
	141		359,000	380,100						
	142		359,500							
	143		360,000							
	144		360,500							
	145		360,800							
再任用職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考 この表は、警視、警部、警部補、巡査部長及び巡査の階級にある者に適用する。

## 別表第三（第三条関係）

## 海 事 職 給 料 表

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	169,900	223,600	267,700	316,700	353,700
	2	172,200	225,800	269,500	318,700	356,000
	3	174,700	227,800	271,300	320,800	358,200
	4	177,000	229,900	273,100	322,900	360,700
	5	179,400	231,900	274,400	325,100	362,900
	6	181,900	234,000	276,300	327,000	366,000
	7	184,300	236,100	278,100	328,600	369,200
	8	186,900	238,200	279,900	330,300	372,100
	9	189,100	240,400	281,400	331,900	375,000
	10	191,500	242,300	283,900	334,200	378,100
	11	193,900	244,200	286,100	336,500	381,200
	12	196,400	246,100	288,300	339,000	384,200
	13	198,900	248,000	290,900	341,100	387,100
	14	201,500	249,900	293,500	343,400	389,800
	15	204,200	251,700	295,700	345,700	392,600
	16	206,800	253,600	298,100	348,100	395,300
	17	209,200	255,300	300,400	350,500	398,100
	18	211,900	257,200	302,600	353,000	400,100
	19	214,600	259,100	304,800	355,400	402,100
	20	217,300	261,000	306,900	357,800	404,200
	21	219,900	262,500	308,900	360,200	405,900
	22	221,500	264,100	310,100	362,600	407,800
	23	223,100	265,600	311,200	364,800	409,700
	24	224,700	267,100	312,400	367,100	411,700
	25	226,200	268,600	313,700	369,400	413,300
	26	227,700	270,200	315,300	371,800	414,900
	27	229,200	271,600	316,800	374,200	416,700
	28	230,500	273,100	318,400	376,500	418,400
	29	232,100	274,500	319,700	378,600	419,500
	30	233,200	275,900	321,300	380,700	421,100
	31	234,300	277,300	322,900	382,900	422,600
	32	235,400	278,500	324,600	385,000	424,200
	33	236,600	279,500	326,200	386,900	425,800
	34	237,500	280,900	327,800	388,600	427,100
	35	238,400	282,000	329,100	390,300	428,400
	36	239,300	283,300	330,600	392,100	429,600
	37	240,000	284,300	332,100	393,800	430,800
	38	240,800	285,500	333,700	395,200	431,800

## 再任職以外の職員

39	241,600	286,300	335,300	396,700	432,800
40	242,500	287,300	336,700	398,200	433,800
41	243,500	288,400	338,200	398,900	434,200
42	244,400	289,400	339,600	400,200	434,800
43	245,300	290,300	341,100	401,400	435,500
44	246,200	291,000	342,600	402,800	436,200
45	247,000	291,900	344,000	404,200	436,800
46	247,900	293,100	345,400	405,600	437,100
47	248,700	294,200	346,800	407,000	437,700
48	249,600	295,600	348,200	408,300	438,300
49	250,000	297,000	349,300	409,600	438,700
50	250,700	298,100	350,700	410,500	439,400
51	251,300	299,200	352,100	411,400	440,100
52	251,900	300,100	353,500	412,300	440,800
53	252,100	301,200	354,900	412,500	441,400
54	252,700	302,200	356,300	412,900	442,100
55	253,100	303,300	357,600	413,400	442,800
56	253,800	304,200	359,000	413,900	443,400
57	254,100	305,400	359,800	414,300	443,800
58	254,800	306,500	361,000	414,500	444,500
59	255,200	307,600	362,100	415,100	445,200
60	255,800	308,700	363,400	415,600	445,900
61	256,400	309,400	364,500	416,000	446,300
62	256,900	310,100	365,100	416,600	446,600
63	257,400	310,900	365,600	417,200	446,900
64	258,000	311,700	366,200	417,800	447,200
65	258,400	312,200	366,600	418,400	447,400
66	258,800	312,900	367,100	419,000	447,700
67	259,000	313,500	367,600	419,500	448,000
68	259,500	314,100	368,100	420,100	448,300
69	259,800	314,900	368,300	420,700	448,500
70			368,600	421,200	448,800
71			369,000	421,800	449,100
72			369,300	422,400	449,300
73			369,800	422,900	449,500
74			370,000	423,500	
75			370,500	424,000	
76			371,000	424,600	
77			371,400	425,100	
78			371,900	425,700	
79			372,400	426,400	
80			372,900	427,000	
81			373,400	427,300	
82			373,800	427,900	
83			374,300	428,600	
84			374,800	429,200	

	85			375,200	429,600	
	86			375,700	430,100	
	87			376,100	430,800	
	88			376,600	431,500	
	89			377,100	431,700	
	90			377,600		
	91			378,100		
	92			378,600		
	93			378,900		
	94			379,300		
	95			379,800		
	96			380,200		
	97			380,700		
	98			381,000		
	99			381,500		
	100			381,900		
	101			382,500		
再任用職員		219,500	249,500	278,900	319,600	348,400

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。



## 別表第四（第三条関係）

## 教 育 職 給 料 表

## イ 教育職給料表(-)

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	155,200	199,500	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	399,500	

再任職員以外の職員	39	226,200	281,400	400,900
	40	228,000	283,400	402,300
	41	229,700	285,200	404,000
	42	231,400	287,600	405,400
	43	233,000	289,900	406,700
	44	234,600	292,400	408,200
	45	236,200	294,500	409,800
	46	237,600	297,000	411,100
	47	238,900	299,300	412,600
	48	240,100	302,000	414,200
	49	241,600	304,400	415,900
	50	243,100	306,800	417,300
	51	244,300	309,300	418,900
	52	245,800	311,600	420,400
	53	247,000	313,900	422,100
	54	248,200	316,100	423,600
	55	249,600	318,200	425,200
	56	250,700	320,400	426,800
	57	252,000	322,600	428,300
	58	253,100	324,700	429,800
	59	254,200	326,900	431,000
	60	255,400	328,900	432,200
	61	256,700	331,000	433,400
	62	258,000	333,100	434,700
	63	259,400	335,300	436,000
	64	260,600	337,500	437,200
	65	261,900	339,400	438,400
	66	263,400	341,600	439,600
	67	264,900	343,700	440,800
	68	266,600	345,900	442,000
	69	268,100	347,800	443,200
	70	269,500	349,700	444,400
	71	270,900	351,800	445,600
	72	272,300	353,800	446,800
73	273,400	355,500	447,900	
74	274,800	357,400	448,500	
75	276,200	359,200	449,000	
76	277,400	361,100	449,500	
77	278,800	363,000	450,000	
78	280,000	364,700		
79	281,200	366,400		
80	282,400	368,000		
81	283,500	369,500		
82	284,700	371,000		
83	285,900	372,500		
84	287,100	373,900		

85	288,300	375,000
86	289,400	376,400
87	290,500	377,800
88	291,700	379,100
89	292,900	380,400
90	294,000	381,700
91	295,200	382,900
92	296,400	384,200
93	297,100	385,500
94	298,100	386,600
95	299,200	387,900
96	300,400	389,100
97	301,400	390,500
98	302,500	391,500
99	303,500	392,600
100	304,600	393,600
101	305,500	394,500
102	306,600	395,500
103	307,700	396,600
104	308,700	397,700
105	309,300	398,400
106	310,200	399,300
107	311,000	400,200
108	311,800	401,100
109	312,700	401,900
110	313,100	402,800
111	313,500	403,600
112	314,000	404,400
113	314,600	405,000
114	315,000	405,700
115	315,500	406,400
116	316,000	407,100
117	316,600	407,700
118	317,100	408,200
119	317,500	408,600
120	318,000	409,000
121	318,500	409,400
122	318,900	409,700
123	319,400	410,000
124	319,900	410,200
125	320,500	410,400
126	320,800	410,700
127	321,100	411,000
128	321,400	411,200
129	321,600	411,400
130	321,900	411,700

	131	322,200	412,000		
	132	322,500	412,200		
	133	322,700	412,400		
	134	322,900	412,700		
	135	323,100	413,000		
	136	323,400	413,200		
	137	323,700	413,400		
	138	323,900			
	139	324,200			
	140	324,500			
	141	324,700			
	142	324,900			
	143	325,200			
	144	325,400			
	145	325,700			
	146	325,900			
	147	326,200			
	148	326,500			
	149	326,700			
	150	326,900			
	151	327,200			
	152	327,500			
	153	327,700			
再任用職員		233,200	273,500	330,300	414,400

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(二)

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	155,200	171,100	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	368,800	
	39	225,400	254,800	370,300	
	40	227,100	257,100	371,900	
	41	228,700	259,800	373,100	

再任職員以外の職員	42	230,400	262,200	374,500
	43	232,000	264,400	375,900
	44	233,600	266,600	377,400
	45	235,300	268,800	378,900
	46	236,800	271,000	380,500
	47	238,200	273,200	382,100
	48	239,600	275,200	383,600
	49	241,000	277,500	385,000
	50	242,400	279,500	386,500
	51	243,900	281,400	388,000
	52	245,100	283,400	389,400
	53	246,200	285,200	390,600
	54	247,600	287,600	391,900
	55	248,800	289,900	393,000
	56	250,000	292,400	394,100
	57	251,200	294,500	395,500
	58	252,400	297,000	396,700
	59	253,500	299,300	397,900
	60	254,700	302,000	399,200
	61	256,100	304,400	400,400
	62	257,300	306,800	401,400
	63	258,500	309,300	402,800
	64	259,400	311,600	404,100
	65	260,400	313,900	405,300
	66	261,800	316,100	406,400
	67	263,200	318,200	407,600
	68	264,700	320,400	408,700
	69	266,300	322,600	409,700
	70	267,800	324,700	410,900
	71	269,300	326,900	412,100
72	270,700	328,900	413,300	
73	271,800	331,000	413,900	
74	273,000	333,100	414,700	
75	274,300	335,300	415,400	
76	275,500	337,500	415,900	
77	276,900	339,300	416,200	
78	278,000	341,200	416,600	
79	279,200	343,100	417,000	
80	280,400	344,900	417,400	
81	281,600	346,700	417,700	
82	282,500	348,500	418,100	
83	283,700	350,100	418,500	
84	284,900	351,900	418,800	
85	285,900	353,200	419,100	
86	286,800	354,800	419,500	
87	287,700	356,300	419,900	

88	288,700	357,800	420,200
89	289,800	359,200	420,500
90	290,700	360,500	420,800
91	291,600	361,900	421,100
92	292,500	363,300	421,300
93	292,900	364,800	421,500
94	293,600	366,100	
95	294,300	367,400	
96	295,100	368,600	
97	295,900	369,600	
98	296,700	370,600	
99	297,500	371,600	
100	298,200	372,600	
101	299,100	373,500	
102	299,600	374,500	
103	300,100	375,500	
104	300,600	376,500	
105	300,800	377,300	
106	301,200	378,200	
107	301,500	379,100	
108	301,700	380,100	
109	301,900	380,900	
110	302,100	381,900	
111	302,400	382,900	
112	302,700	383,900	
113	302,900	384,500	
114	303,100	385,400	
115	303,300	386,300	
116	303,600	387,200	
117	303,900	388,000	
118	304,200	388,700	
119	304,500	389,500	
120	304,800	390,300	
121	304,900	390,900	
122	305,100	391,700	
123	305,400	392,400	
124	305,700	393,100	
125	305,900	393,700	
126		394,400	
127		394,900	
128		395,500	
129		396,200	
130		396,800	
131		397,300	
132		397,800	
133		398,100	

	134		398,400		
	135		398,700		
	136		399,000		
	137		399,300		
	138		399,600		
	139		399,900		
	140		400,200		
	141		400,500		
	142		400,800		
	143		401,100		
	144		401,400		
	145		401,600		
	146		401,900		
	147		402,200		
	148		402,400		
	149		402,600		
再任用職員		224,400	270,300	323,600	404,400

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。



## 別表第五（第三条関係）

## 研究職給料表

職員 の 区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500
	35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
	36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
	37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
	38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300

## 再任職員以外の職員

39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	363,700	409,800	499,300
47	224,700	288,000	365,000	411,400	500,900
48	226,500	289,200	366,100	413,000	502,400
49	228,200	290,600	367,200	414,300	504,100
50	230,000	291,900	368,500	415,700	505,500
51	231,700	293,000	369,800	417,200	506,900
52	233,400	294,100	371,100	418,600	508,400
53	234,900	295,300	371,800	420,000	509,500
54	236,700	296,500	372,800	421,400	510,700
55	238,400	297,800	373,700	422,800	511,900
56	240,000	298,900	374,700	424,200	513,100
57	241,400	300,000	375,500	425,300	514,000
58	242,600	301,100	376,300	426,600	515,000
59	243,600	302,300	377,000	428,000	516,000
60	244,700	303,500	377,700	429,300	517,000
61	245,800	304,400	378,300	430,100	518,100
62	246,900	305,500	379,000	431,000	519,000
63	247,800	306,600	379,900	432,000	519,700
64	248,900	307,700	380,800	432,900	520,400
65	250,100	308,700	381,400	433,800	521,200
66	251,200	309,800	382,200	434,600	522,000
67	252,300	310,800	383,000	435,200	522,800
68	253,200	311,800	383,800	436,000	523,600
69	254,100	312,900	384,400	436,400	524,300
70	255,500	313,900	385,100	437,000	525,100
71	257,000	315,000	385,800	437,500	525,900
72	258,400	316,100	386,500	438,000	526,700
73	259,800	316,800	387,200	438,500	527,400
74	261,200	317,800	387,800		
75	262,600	318,900	388,400		
76	263,700	320,000	389,100		
77	264,800	321,100	389,800		
78	266,000	322,100	390,400		
79	267,300	323,000	391,000		
80	268,400	323,900	391,600		
81	269,800	325,000	392,200		
82	271,100	325,800	392,800		
83	272,400	326,500	393,400		
84	273,600	327,300	394,000		

	85	274,700	327,800	394,500		
	86	275,800	328,300	395,000		
	87	277,100	328,800	395,500		
	88	278,300	329,300	396,200		
	89	279,300	329,600	396,600		
	90	280,500	330,100			
	91	281,600	330,600			
	92	282,800	331,100			
	93	283,800	331,400			
	94	284,800	331,800			
	95	285,800	332,300			
	96	286,800	332,800			
	97	287,300	333,300			
	98	288,200	333,800			
	99	288,900	334,300			
	100	289,800	334,800			
	101	290,700	335,300			
	102	291,400	335,800			
	103	292,100	336,300			
	104	292,800	336,800			
	105	293,500	337,300			
	106	294,000	337,700			
	107	294,500	338,200			
	108	295,000	338,600			
	109	295,200	339,100			
	110	295,600	339,500			
	111	295,900	340,000			
	112	296,200	340,400			
	113	296,500	340,900			
	114	296,800	341,300			
	115	297,100	341,800			
	116	297,400	342,200			
	117	297,700	342,700			
	118	298,100	343,100			
	119	298,400	343,500			
	120	298,800	343,900			
	121	299,100	344,300			
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 別表第六（第三条関係）

## 医療職給料表

## イ 医療職給料表(-)

職員 の区 分	職 の 務 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700
	6	258,800	345,400	409,500	481,900
	7	262,600	348,500	412,300	484,100
	8	266,400	351,600	415,000	486,300
	9	270,000	354,500	417,500	488,300
	10	274,000	357,400	420,200	490,400
	11	278,000	360,500	422,900	492,500
	12	282,000	363,700	425,600	494,600
	13	285,800	366,700	428,000	496,700
	14	289,800	370,300	430,500	498,800
	15	293,700	373,500	432,900	500,900
	16	297,600	377,200	435,400	503,000
	17	301,400	380,800	437,600	505,100
	18	305,000	383,500	440,000	507,100
	19	308,500	386,300	442,400	509,100
	20	312,100	389,000	444,800	511,100
	21	315,700	391,900	446,600	512,900
	22	319,400	394,500	449,000	514,700
	23	322,900	397,100	451,400	516,600
	24	326,400	399,500	453,700	518,500
	25	329,900	401,800	455,800	520,200
	26	332,700	404,100	458,100	522,000
	27	335,300	406,400	460,300	523,800
	28	337,900	408,700	462,600	525,600
	29	340,700	411,000	464,800	527,400
	30	342,800	413,100	467,100	529,200
	31	345,000	415,100	469,400	531,000
	32	347,400	417,200	471,600	532,800
	33	349,700	419,300	473,600	534,400
	34	352,100	421,200	475,700	536,200
	35	354,300	423,200	477,800	537,900
	36	356,800	425,200	479,900	539,700
	37	359,200	427,200	482,000	541,300
	38	361,600	429,200	483,800	542,900

再任職  
員以外の  
職員

39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	

	85		479,600	536,800	
	86		480,200	537,700	
	87		480,600	538,600	
	88		481,100	539,500	
	89		481,600	540,300	
	90		482,200		
	91		482,800		
	92		483,200		
	93		483,700		
	94		484,300		
	95		484,900		
	96		485,500		
	97		486,000		
再任用職員		295,400	337,800	392,200	465,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 医療職給料表(二)

職員 の 区 分	職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000
	3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
	4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
	5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
	6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
	7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
	8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
	9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
	10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
	11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
	12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
	13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
	14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
	15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
	16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
	17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
	18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
	19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
	20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
	21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
	22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
	23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
	24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
	25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
	26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
	27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
	28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
	29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
	30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
	31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
	32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
	33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
	34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
	35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
	36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
	37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
	38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
	39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
	40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
	41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700

再任職  
以外の  
職員

42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	440,700
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	441,100
48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100	441,400
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500	441,700
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800	442,100
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100	442,400
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400	442,700
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700	443,000
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000	
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300	
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600	
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900	
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200	
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500	
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900	
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100	
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400	
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700	
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000	
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200	
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100		
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800		
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400		
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800		
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300		
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800		
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300		
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900		
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400		
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000		
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600		
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100		
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600		
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100		
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600		
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900		
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400		
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800		
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200		
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600		
86		288,700	324,600	345,500	387,100		
87		288,900	324,800	345,800	387,500		



	88		289,100	325,200	346,100	387,900		
	89		289,500	325,600	346,500	388,300		
	90		289,700	326,000	346,800	388,800		
	91		289,900	326,400	347,200	389,200		
	92		290,100	326,800	347,500	389,600		
	93		290,500	327,100	347,900	390,000		
	94		290,700	327,300	348,200			
	95		290,900	327,700	348,500			
	96		291,200	328,000	348,800			
	97		291,600	328,200	349,100			
	98		291,900	328,500	349,500			
	99		292,100	328,800	349,900			
	100		292,400	329,100	350,300			
	101		292,700	329,300	350,800			
	102		292,900	329,600	351,200			
	103		293,100	330,000	351,600			
	104		293,400	330,200	352,000			
	105		293,700	330,300	352,500			
	106			330,600				
	107			331,000				
	108			331,200				
	109			331,400				
	110			331,800				
	111			332,200				
	112			332,600				
	113			332,800				
再任用職員		187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300
	2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
	3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
	4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
	5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
	6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
	7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
	8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
	9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
	10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
	11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
	12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
	13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
	14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
	15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
	16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
	17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
	18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
	19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
	20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
	21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
	22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
	23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
	24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
	25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
	26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
	27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
	28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
	29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
	30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
	31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
	32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
	33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
	34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
	35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
	36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
	37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
	38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
	39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
	40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
	41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800

再任職員以外の職員	42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
	43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
	44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
	45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
	46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500
	47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
	48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
	49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
	50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
	51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
	52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
	53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
	54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	457,600
	55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	458,300
	56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	459,000
	57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	459,800
	58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
	59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
	60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
	61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
	62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
	63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
	64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
	65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
	66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
	67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
	68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
	69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
	70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
	71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
	72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
	73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
	74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
	75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
	76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
	77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
	78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300			
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600			
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900			
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400			
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800			
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100			
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400			
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900			
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400			

88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000
92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500			
127	297,000	327,900			
128	297,400	328,100			
129	297,600	328,200			
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			

	134	299,200	329,800					
	135	299,600	330,200					
	136	299,900	330,600					
	137	300,100	330,900					
	138	300,400	331,300					
	139	300,800	331,700					
	140	301,100	332,100					
	141	301,300	332,400					
	142	301,700	332,800					
	143	302,100	333,100					
	144	302,400	333,500					
	145	302,500	333,800					
	146	302,800	334,200					
	147	303,100	334,600					
	148	303,500	335,000					
	149	303,700	335,300					
	150	303,900	335,700					
	151	304,200	336,100					
	152	304,500	336,500					
	153	304,900	336,800					
	154	305,100						
	155	305,300						
	156	305,600						
	157	305,900						
	158	306,200						
	159	306,500						
	160	306,800						
	161	307,200						
	162	307,500						
	163	307,800						
	164	308,100						
	165	308,500						
	166	308,800						
	167	309,100						
	168	309,400						
	169	309,800						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「すべての」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職九級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第八条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第八条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第九条第一項中「がある場合又は職員に次の各号の一に該当する」を「（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる」に改め、「（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」を削り、同項第一号中「場合」の下に「（行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具

備するに至つた者がある場合を除く。）」を加え、同項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に改め、「至つた場合」の下に「及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」を加え、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「に扶養親族」の下に「（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「扶養親族」を「行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等以外の職員となつた日、職員に扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の下に「場合においてその」を加え、「前項第一号」を「同項第一号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に改め、「死亡した日」の下に「行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日」を、「の扶養親族」の下に「（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「これを受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号」を「第一号又は第三号」に改め、「（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級以上職員等が行政職九級以上職員等以外の職員となつた場合

四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等以外の職員となつた場合

五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級以上職員等以外のものが行政職九級以上職員等となつた場合

六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある職員で行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等以外のものが行政職八級職員等となつた場合

七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

第十条第二項第一号中「五万五千元に支給単位期間」を「一箇月当たりの運賃等相当額から五万五千元を減じた額の二分の一の額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を加算した額に当該支給単位期間」に改め、同項第三号中「五万円を超えるときは、二万円）を五万五千元に加算した額に当該支給単位期間」を「当該合計額から五万五千元を減じた額の二分の一の額（その額が二万円を超えるときは、二万円）を加算した額」に改め、同条第四項中「（以下「新幹線鉄道等」という。）」を削り、「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める」を「運賃等相



当額に人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額を加算した額を運賃等相当額とみなして前二項の規定により算出した」に改め、同項各号を削る。

第十九条の四第二項第一号中「六月に支給する場合には百分の七十五」を「百分の七十七・五」に、「百分の九十五」、十二月に支給する場合には百分の八十（特定幹部職員にあつては、百分の百」を「百分の九十七・五」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の三十五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十五」、十二月に支給する場合には百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	328,000 <sup>円</sup>
2	364,000
3	392,000

第六条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第四条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百四十五」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	372,000 <sup>円</sup>
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第五条第二項中「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

第六条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百四十五」を「百分の百四十七・五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

#### 附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第六条並びに附則第四項から第六項までの規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（次項において「第一条改正後給与条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定及び第五条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 第一条改正後給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十七年三月青森県条例第十号。以下この項において「平成二十七年改正条例」という。） 附則第四項から第六項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第一条改正後給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成二十七年改正条例附則第四項から第六項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

(平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第二条改正後給与

条例」という。）第八条第一項ただし書及び第九条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第八条第三項及び第九条

の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の

級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下

「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人

につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については一万円、同項第二号に該当する扶

養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円）、

同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき六千五百円（職員に配偶

者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち一人については九千円）」と、同条第一項中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、

扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」

とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた

場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母

等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「一 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶

養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族

たる要件を欠くに至つた場合及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合を除く。）」とあるの

「一 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に

は 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）

と、同条第二項中「扶養親族（行政職九級以

」

上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者の

ない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

5 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第八条第一項ただし書及び第九条第三項第三号から第六号までの規定は適用せず、第二条改正後給与条例第八条第三項及び第九条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。）にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者があつては、扶養親族たる子に限る。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者があつては、扶養親族たる子に限る。）」とあり、同条第二項中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、  
「なつた日、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二



号中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

6 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後給与条例第八条第一項ただし書並びに第九条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、第二条改正後給与条例第八条第三項及び第九条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が八級」とあるのは「が八級以上」と、「行政職八級職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第一項中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至つた者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び行政職九級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至つた者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第二項中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なつた日、行政職九級以上職員等から行政職九級以上職員等以外の職員となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なつた日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政職九級以上職員等以外の職員から行政職九級以上職員等となつた職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、同条第三項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（行政職九級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等」とあるのは「行政職八級以

上職員等が行政職八級以上職員等」と、同項第六号中「行政職八級職員等及び行政職九級以上職員等」とあるのは「行政職八級以上職員等」と、「が行政職八級職員等」とあるのは「が行政職八級以上職員等」とする。

(人事委員会規則への委任)

7 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十二号

青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を改正する条例

第一条 青森県議会議員の期末手当支給条例(昭和三十一年四月青森県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

第二条 青森県議会議員の期末手当支給条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百分の百四十二・五」を「百分の百四十五」に、「百分の百六十二・五」を「百分の百六十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県議会議員の期末手当支給条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成二十八年十二月一日から適用



する。

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の青森県議会議員の期末手当支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十三号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十五項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退

職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これらの規定による」を「第七項又は第八項の規定により」に改める。

## 附 則

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた県の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

3 新条例第十条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）（以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第十条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十条

第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十条第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十四号

青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例（平成二十七年三月青森県条例第四十二号）の一部を次のように改

正する。

附則第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

第二条 青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の百四十二・五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百六十二・五」を「百分の百四十五」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例附則第二項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされる青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例による廃止前の青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和三十八年十二月青森県条例第七十号。以下「廃止前の条例」という。）の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例附則第二項の規定により読み替えてなおその効力を有することとされる廃止前の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青 森 県 知 事    三    村    申    吾

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、職務の級が職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第八条第一項ただし書に規定する行政職九級以上職員等に相当する職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。

第六条第二項中「の各号」を削り、同項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第七条の二第二項中「（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）」を削る。

第十七条第六項中「、その者が退職の際勤務していた県の公営企業の事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第八項中「第五項又は前項」を「前三項」に、「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に、「失業給付」を「失業等給付」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の二第二項の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第六条第一項ただし書の規定は、平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一

日までの間は、適用しない。

3 退職職員（退職した青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた県の公営企業の事業を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものに係る改正後の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第十七条第六項の勤続期間には、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の勤続期間を含まないものとする。

4 新条例第十七条第八項（求職活動支援費に相当する退職手当に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い施行日以後に雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正後の雇用保険法第五十九条第一項各号に規定する行為（当該行為に関し、改正前の青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第十七条第八項の広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十七条第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に新条例第十七条第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 新条例第十七条第八項（就業促進手当に相当する退職手当に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

6 施行日前に旧条例第十七条第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十七条第六項又は第七項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例

による。

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十六号

職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項及び第二項中「その子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者及び児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に同条第二項に規定する養育里親として同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者を含む。以下この項及び次条において同じ。）」を加える。

第八条の三第一項中「親」の下に「（当該子について民法第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親を含む。）」を加え、同条第四項中



「第一項及び前項」を「前三項」に改め、「親」の下に「(当該子について民法第八百十七條の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者及び児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により委託されている同法第六條の四第一項に規定する里親を含む。)」を、「」における」との下に、「第二項中「三歳に満たない子を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「第十五條第一項に規定する要介護者を介護する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある」とを加える。

第十一條中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第十五條第一項中「次項において」を「以下」に改め、「ため、」の下に「任命権者が、人事委員会規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同條第二項中「要介護者の各々が前項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(介護時間)

第十五條の二 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、職員の給与に関する条例第十二條の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給料月額及びこれに対する地域手



当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額を減額する。

第十六条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第十八条第六号中「第三項（）」の下に「これらの規定を」を加え、同条第九号中「及び介護休暇」を「介護休暇及び介護時間」に改める。

第二条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項及び第二項中「第六条の四第一項に規定する里親である」を「第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削り、「同法第六条の四第一項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同号に規定する養子縁組里親」に、「同条第二項」を「同法第六条の四第一号」に改める。

第八条の三第一項及び第四項中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

#### 附則

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十六条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第一条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十七号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ②を次のように改める。

(2) その養育する子（法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第二条第三号口中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に、「一歳到達日」を「一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（「」に改める。

第二条の三を第二条の四とし、第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（法第二条第一項の条例で定める者）

第二条の二 法第二条第一項の条例で定める者は、児童の親その他の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に同条第二項に規定する養育里親として同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている者とする。

第三条第一号中「若しくは」を「又は」に、「失い、又は第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された」

を「失った」に、「若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認」を「又は出産」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第一条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が死亡し、若しくは養子縁組等により職員と別居することとなり、又は当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第十一条第一号中「若しくは」を「又は」に、「失い、又は第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された」を「失った」に、「若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認」を「又は出産」に改め、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が死亡し、若しくは養子縁組等により職員と別居することとなり、又は当該子について民法第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了し（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）、若しくは養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除されたこと。

第二十四条第二項及び第三項中「の育児時間」の下に「又は勤務時間条例第十五条の二第一項の介護時間」を、「当該育児時間」の下に「及び当該介護時間の時間」を加える。

第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第六条の四第一項」を「第六条の四第二号」に、「里親のうち養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に、「同条第二項」を「同条第一号」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第六十八号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「子」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する子をいう。）」を加える。

第十九条の三第三号中「（平成三年法律第百十号）」を削る。

附則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

青森県がん対策推進条例をここに公布する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十九号

青森県がん対策推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条～第七条）

第二章 受動喫煙の防止（第八条・第九条）

第三章 がん対策に関する基本的施策（第十条～第十三条）

第四章 基本的施策に係る報告及びがん対策の推進に係る議会の役割（第十四条・第十五条）

第五章 推進体制の整備等（第十六条～第十八条）

附則

がんは、高齢者のみならず、子ども、女性、働き盛りの誰もが罹患する可能性がある病気であり、県民の健康寿命の延伸のためには、がんによる死亡率の減少が最重要課題となっており、生活習慣の改善等によるがんの予防、がんの早期発見・早期治療のための取組のほか、がん診療体制の充実強化に取り組んできたところである。

しかし、依然として、がんは県民の健康に対する脅威となっており、県民、市町村、国民健康保険組合等医療保険者、医師等医療関係者、事業者と

の連携の下、総合的かつ計画的ながん対策を強力に進め、がん対策を加速化する必要がある。

ここに、がんの克服を県政の重要課題と位置付け、県を挙げてがん対策を推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、がん対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、医療保険者、県民、医師等及び事業者の責務を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第二条 がん対策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を促進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。
- 二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくがん医療（がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）第二条第二号に規定するがん医療をいう。以下同じ。）を受けられることができるようにすること。
- 三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分に尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。

### (県の責務)

第三条 県は、前条に定めるがん対策の推進についての基本理念にのっとり、がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを

実施するものとする。

(医療保険者の責務)

第四条 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）は、県が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、喫煙（受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。

(医師等の責務)

第六条 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者は、県が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、がん医療を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、県が実施するがん対策の推進に関する施策に協力し、労働者に対するがん検診の受診の勧奨その他の労働者の健康の保持増進の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、労働者又はその家族ががんに罹患した場合には、がんに罹患した労働者が治療を受け、若しくは療養し、又は労働者ががんに罹患した家族を看護し、若しくは介護することができるよう就業環境の整備に努めなければならない。

(公共的施設等における受動喫煙防止のための配慮)

第八条 健康増進法(平成十四年法律第百三号)第二十五条に規定する学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者(以下「公共的施設の管理者」という。)は、当該施設を利用する者の受動喫煙を防止するため、当該公共的施設の構造、利用者の状況等に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。

(事業場における受動喫煙防止のための配慮)

第九条 事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じて、禁煙、喫煙所の設置その他の受動喫煙防止対策を講ずるよう特に配慮しなければならない。

### 第三章 がん対策に関する基本的施策

(がんの予防及び早期発見の推進)

第十条 県は、次に掲げるがんの予防及び早期発見の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

一 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響についての県民の関心と理解を深めるための学習の機会の提供、広報活動の充実その他のがんの予防の推進のために必要な施策

二 がん検診の方法等の検討、がん検診の評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上を図るために必要な施策

三 がん検診に関する広報活動の充実その他のがん検診の受診率向上を図るために必要な施策

四 事業者が行う労働者に対するがん検診の受診の勧奨、医師、看護師又は保健師による保健指導その他の労働者の健康の保持増進の措置を講ずる



ために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策

五 学校その他の教育機関において、児童及び生徒ががんに関する正しい知識並びに生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響について理解と関心を深めるために必要な施策

(がん医療の均てん化の促進等)

第十一条 県は、次に掲げるがん医療の均てん化の促進等のために必要な施策を講ずるものとする。

一 手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師、看護師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策

二 専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策

三 国立研究開発法人国立がん研究センター、前号に規定する専門的ながん医療の提供等を行う医療機関その他の医療機関等との連携協力体制を整備するために必要な施策

四 がん患者の状況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策

五 がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策並びにがん患者及びその家族に対する相談支援等を支援するために必要な施策

六 がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策

(研究の推進等)

第十二条 県は、次に掲げるがん研究の推進等のために必要な施策を講ずるものとする。

一 がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるために必要な施策

二 がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る標準的な治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策

（受動喫煙防止対策の支援）

第十三条 県は、次に掲げる受動喫煙を防止するために必要な施策を講ずるものとする。

一 公共的施設の管理者が当該施設を利用する者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策

二 事業者が労働者の受動喫煙を防止するための措置を講ずるために必要な情報の提供、助言その他の支援に係る施策

第四章 基本的施策に係る報告及びがん対策の推進に係る議会の役割

（基本的施策に係る報告）

第十四条 知事は、毎年度、議会に、第十条から前条までに掲げる施策のうち主なものに関する報告を提出しなければならない。

2 前項の規定による報告の提出は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三条第五項の規定による主要な施策の成果を説明する書類の提出をもってこれに代えることができる。

（政策立案及び政策提言）

第十五条 議会は、次に掲げる場合は、がん対策について、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事に対する政策提言を行うものと

する。

- 一 前条第一項の規定による報告の提出（同条第二項の規定による書類の提出を含む。）があつた場合において、必要があると認めるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるとき。

## 第五章 推進体制の整備等

### （推進体制の整備）

第十六条 県は、県、市町村及び県民等が意見を交換し、及び相互に連携して、がん対策を推進するための体制を整備するものとする。

### （市町村への支援）

第十七条 県は、市町村ががん対策の推進に係る施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

### （財政上の措置）

第十八条 県は、がん対策の推進に係る施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭